

(別紙)

返戻金制度

弊社の紹介により求人者が採用した求職者が求人者に出社する前または出社した後、明らかに求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により出社後6ヵ月未満で退職した場合、弊社は求職者に関して受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとします。なお、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職の場合、本制度は適用されません。

(1) 求職者が6ヵ月未満で退職した場合 : 紹介手数料の $\{(6 - \text{就業月数}) / 6\}$ を返金します。(2)
求職者が6ヵ月以上就業した場合 : 返金なし。